

プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関する  
ワーキンググループ（第17回）

令和4年6月27日

【宋戸主査】 まだ構成員全員がおそろいではないようではございますが、定刻でございますので、ただいまよりプラットフォームサービスに関する研究会プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ第17回会合を開催させていただきます。

本日も皆様、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止ため、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。事務局より部開催に関する注意事項について御案内がございますので、よろしくお願いたします。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 消費者行政第二課、丸山です。ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内させていただきます。

本日の会議の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただいております。事務局において傍聴者の発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

構成員の方々におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て主査から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。発言する際にはマイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。

接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。そのほか、チャット機能で随時、事務局や主査宛てに連絡をいただければ対応させていただきます。

本日の資料は本体資料が資料1のみ、参考資料が1から3となります。なお、参考資料の2、第14回会合における事業者からの主な発言の追加につきましては、Googleからの質疑応答の内容になりますが構成員限りの資料となります。

注意事項は以上となります。本日、佐藤構成員は13時30分頃からの御参加となります。

それでは、これ以降の議事進行は宍戸主査にお願いしたいと存じます。宍戸主査、よろしくお願いたします。

【宍戸主査】 周知いたしました。それでは議事に入ります。本日は資料1に基づき、事務局よりとりまとめ案について御説明をいただきます。そして質疑応答を含め、構成員の皆様から御意見等をいただくことを予定してございます。

それでは事務局より、資料1に基づきとりまとめ案につきまして御説明をお願いいたします。

【小川消費者行政第二課長】 事務局の消費者行政第二課の小川でございます。資料1に基づきまして、説明をさせていただきます。

プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループのとりまとめ案ということで、1ページおめくりいただきまして目次になります。こちらにつきましては第2部と書かれておりますが、プラットフォームサービスに関する研究会、親会におきまして第二次とりまとめを議論していくということで、そこで中間とりまとめの際と同様に第1部は違法・有害情報の関係、第2部が本ワーキンググループで御議論いただいている利用者情報の適切な取扱いの確保についてといった構成になってまいります。

この第2部の中でございますが、前回の6月22日の本ワーキンググループで論点としてお示しをさせていただいた構成に沿っております。具体的には昨年9月に中間とりまとめということでとりまとめをさせていただいておりますが、章立てなどについて大きな構成は変えておりません。ここがございますように、第1章がプラットフォームサービスに係る利用者情報を巡る現状と課題でございまして、また第2章がモニタリングの結果、第3章が今後の取組の方向性になっております。

大部にもなりますが、昨年9月の中間とりまとめ以降のバージョンアップ、変更した部分を中心に御説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、5ページを御覧ください。まず、プラットフォームサービスに係る利用者情報の現状と課題のところでございますが、追記いたしましたのはこの3つ目の段落のところの半ばあたりでございます。これら情報を踏まえ、プロファイリングやその結果を踏まえたレコメンデーションが幅広く行われることにより、利用者の利便性が高まる一方、知らないうちにその結果に利用者が影響される可能性も高まっているという部分について、追記をしております。

それから7ページのところでございますが、このインターネット広告についてのアップデートした記述を入れておまして、インターネット広告媒体費というのが2021年に2兆1,000億を超えているであったり、検索連動型広告や動画広告費などの金額などについても、またSNSなどソーシャル広告費についても記載をしておまして、これらはモバイル経由の広告が牽引していると考えられるような記載を入れております。

その後、グラフのところは全て最新のデータに差し替えるような形にしております。

それから10ページでございます。OSによってどんな情報が制御されているのかということで、2段落目の位置情報のところに脚注を入れておまして、OSによってGPS、携帯電話基地局、Wi-Fi、Bluetooth、ビーコン等から端末の位置情報を生成していることを記載していることと、それから最後のところでございますが、利用者が各アプリのアクセス可能なデータを設定できるダッシュボード機能、またアプリがカメラやマイクを使用した際に提供する機能等やデータ取得の合意取得時に、今回のみ許可するオプションを導入していることを記載しております。

それから11ページでございます。これは野村総合研究所からの発表にございました行動ターゲティング広告の仕組みの図を入れております。その一番下の段落でございますが、あるウェブサイト訪問時にそのウェブサイトに設置された情報収集モジュールやタグにより、訪問先のウェブサイトとは異なるドメインへのアクセスが発生するケースが多く見られるということで脚注の17を入れておまして、このDataSignの調査結果について11ページ、12ページにまたがる形で記載をしております。またこのトップ100の検出された情報収集モジュールがどのようなものがあったかにつきまして、参考資料4として98ページ、99ページのところに、訪問先とは異なるドメインへの通信を発生させている情報収集モジュールやタグ検出数ということで記載をしております。外部送信がこのような形で行われているような事例を示していることになるかと思えます。

また12ページでございますが、こちらも野村総合研究所の発表資料でございますが、ウェブサイト訪問時におけるHTTPリクエストの発生状況ということで図解を入れております。それで、このようなタグや情報収集モジュールなどによる異なるドメインへのアクセスや、それに伴う情報の外部送信の状況については把握しにくいような形で続けております。

脚注18でございます。このようなタグや情報収集モジュールというのは提供者の方がいらっしゃるわけですが、提供者の方からウェブサイトの管理者などに外部送信に関する情報の概要であるとか、利用者への説明方法であるとか、オプトアウトなどについて日本語

で分かりやすく示して説明していくことがウェブサイト管理者などの姿勢にもつながるものという御指摘を記載しております。

次に、13ページのところでございます。これは従前から記載もございましたが、Appleが提供するITPであるとかATTなどについて、これは記載がございます。

それからGoogleの関係でございます。この下の段落でございますが、Privacy Sandbox Initiativeについての記載がございます。こちらの記載については全面的に追記をしているということでございまして、このイニシアティブによって、フィンガープリントなどのクロスサイトトラッキングで個人を特定されることを防ぐとしているということでございます。このインタレストベース広告を目的とするFLoCというのが当初構想されておりました、オリジントライアルもやっておりましたが、次のページ14ページに行きまして、このトライアルの結果、プライバシーに関して懸念があること、機械学習で分けられた数表示のコホードIDでは企業が使いづらいというフィードバックなどもあって、今年1月25日にGoogleはFLoCの開発を停止し、新たな提案であるTopicsを推進すると発表したということで、Topicsについては人間が理解できるようなトピックごとに分類されているということ、利用者への透明性が一定程度向上すること、またプライバシー保護の向上を目指すための一定の工夫があるということ、その後Topicsの仕組みについて記載をしている形でございます。

こちらについては脚注をつけておりまして、脚注25などでございますが、世界的に高いシェアを持つブラウザのChromeがあるからできる構想であり、イギリスのCMAから調査が開始されて、Googleとの間で修正コミットメントなどが行われているということで、詳細については脚注に記載をしております。15ページまで含めて、詳細の内容について記載をしているということでございます。

それから15ページ、業界団体の動向でございます。こちら、TCF2.0などについての記載をしておりまして、またこのConsent Management Platformの導入ということについても記載をしております。またTCFについては、ベルギーのデータ保護当局のレビューということで懸念が示され、またGDPR違反の決定が行われたということで、脚注なども記載をしております。利用を禁止するものではないけれどもということ、一定のやり取りが続いているということで、現段階の動向として記載をさせていただいております。

次に今度、2番の現行制度と政策に移ります。18ページでございます。こちらは事実関係については個人情報保護委員会の事務局にも御覧いただいて、内容については変わって

おりませんが、脚注の45というのを入れております。個人情報の保護に関する基本方針が、今年4月に改定されており、こちらで情報の集積とか利用や、またそのプロファイリングなども含めて状況について記載をしております。また自分の個人情報が悪用されるのではないかと、これまで以上に十分な注意を払ってほしいという個人の不安感が引き続き高まっているような指摘を追記しております。

それから、その後は本ワーキンググループでも御議論いただきました、個人情報保護法に即した電気通信事業のガイドラインの内容につきまして記載をしております、20ページのところについては、個人情報保護法の改正内容と電気通信事業ガイドラインの改正ということで対比をしております。また、22ページのところでございますが、利用者情報の適正な取扱いの確保に対応した改正項目を記載しております。

23ページのところでは、プライバシーポリシーに特にスマートフォン プライバシーイニシアティブを踏まえた8項目プラス、デジタル広告市場の競争評価、最終報告などを踏まえた追加の2項目を加えた形で記載しているということを、表でも示しております。

また、利用者にとって分かりやすい通知、公表及び選択の機会の提供をすることが望ましいということで記載をしておりますので、そちらについてもこちらの章で記載をしております。

ガイドラインについては、以上でございます。

それからスマートフォン プライバシー イニシアティブ、スマートフォン プライバシー アウトルックのところにつきましては、直近にとりまとめられましたスマートフォンプライバシーアウトルックの9について、記載を24ページの2段落目のところに追記をしているということでございます。

それから25ページに行きまして、位置情報プライバシーレポートの関係でございますが、一番最後の段落のところについて追記をしております。位置情報について様々な手段で取得ができるようになってきている事例でございますが、例えばということで、リアル店舗での購買履歴とかキャッシュレスの決済履歴、ビーコンなどにより位置情報を取得することが可能であるということで、位置情報はプライバシーの中でも特に保護の必要性が高い情報である性質は変わらないものですが、通信と密接に関連して電気通信事業者が取得、利用の主体となるものから、そのほかの者が取得、利用の主体になるものまで多様化が進んでいるということで、利用者のプライバシーを保護して安心できる電気通信サービスの利用環境の実現を図ることを前提とした上で、位置情報の精度、種類、性質も踏まえた上

で、個人情報保護法上の整理とも整合性がある形でその取扱いの在り方について検討していくことが重要という指摘があるということで、記載をしています。

それから（５）におきましては、LBMA Japanの、このデバイスロケーションデータのガイドラインについて追記をしております。また（６）は、プロファイリングの関係でAI利活用ガイドライン、また情報銀行におけるプロファイリングの取扱いについて追記をしております。

また26ページ、27ページでございますが、デジタル市場競争本部の関係のアップデートというのを記載しております。

ここは以上でございます。

それから次に、海外動向に移ります。こちらは事実関係に即してアップデートしているということでございまして、29ページのところでございますが、このCCPAについてのアップデートを記載しております。執行状況などについても分かる範囲で追記しているということでございます。

それから30ページでございますが、米国の連邦レベルの個人情報保護関係の法案の検討が様々行われているということでございまして、議会に提出された法案について主に記載をしている形になっております。

それから30ページの⑤でございますが、NAIのCode of Conductにつきまして業界の自主基準ということで、テラード広告を掲載する場合の通知であるとか、オプトアウトというメカニズムを提供するというので記載をしております。

その後、EUのところは大きな変更はございまして、34ページのところのeプライバシー指令でございますが、2段落以降のところ、厳密必須Cookieの該当例などについて、また同意取得方法の有効性について追記をしております。

それから35ページでございます。DSAの関係でございますが、これは時点更新として今年4月20日にトリログにより3者が暫定的な政治合意に達したことであるとか、全ての仲介サービスについてコンテンツモデレーション措置を定めた利用規約の公開とか、透明性報告義務、ダークパターンの禁止が規定されたということで、また超大規模オンラインプラットフォームに対する義務について記載をしているということでございます。

また、36ページです。DMAについてでございますが、こちらについても今年3月24日にトリログによって暫定的な政治合意に達したということで、その概要について記載をしているということでございます。

37ページの④、AI規則案についても追記しております、AIを利用したプロファイリングについて容認できないリスク、高リスクなどについてEUとして定めているということでございますので追記をしております。

第1章は以上でございます。

次に、39ページ以降の第2章でございます。こちらについては今年の4月、5月に本ワーキンググループで行っていただきましたモニタリングの結果について、とりまとめたような章になっております。

まず、モニタリングの項目でございますが、こちらにございますような8つの項目、また詳細な質問事項があるということでございます。大きな項目としては項目8を追加したような形になっております。

39ページ、40ページのところで、モニタリングにおける主な論点というのも記載をしております。

41ページのところに、モニタリングの質問項目のより詳細なものを記載しているような形になっております。基本的に昨年と大きく変わっているわけではございませんが、この情報の外部送信の部分、3番のところについてなどは、より詳細の質問を付け加えたり、またオプトアウトのところについても少し質問を付け加えたりしております。

このモニタリングは、ここにございますように4月22日に携帯電話事業者4社、また5月12と17日にプラットフォーム事業者各社にヒアリングを行ったということでございます。このモニタリングシートの詳細については、参考の5の1、5の2に記載をしている形になっております。

42ページ以降がモニタリングの結果でございます。こちらの構成といたしましては、8つ大きな項目がございます。例えば1つ目ですと(1)の利用者情報の取扱いの状況についてということで、この下の点々のところに質問項目について書かせていただいております。それでモニタリングの結果について、それ以下に記載をしているということで、また表のところでもまとめを表示している形になっております。

まず、この取得される利用者情報と取得場面でございますが、これは全体としてアカウント作成時や契約時などに利用者が提供する情報というのが、まず1つ目の固まりとしてございます。それから2つ目のものとして、サービス利用、閲覧を通じて自動的に収集される利用閲覧情報やデバイスに関する情報がございます。3つ目のカテゴリとして、第三者パートナーから受領する情報というものがございまして、この3つの系統の情報が組み

合わされて用いられている形が考えられます。

それから43ページでございます。これは取得される情報は各事業者によって異なっておりますが、ここに書かれておりますようなカテゴリの情報というのが用いられているということでございます。この利用者情報に基づいて利用者のプロファイリングを行い、その結果も踏まえてサービスのパーソナライズ、ターゲティング広告など広く行われているような状況でございます。

広告ビジネスモデルへの利用者情報の活用というのも、全ての事業者について活用する場面があるということございまして、この登録情報、セグメント情報、利用履歴、コンテキスト情報、これらから推定された利用者の興味関心というのが用いられる場合があるような状況になっております。プロファイリング・セグメント化についてもユーザー情報、サービスの利用状況、閲覧情報などが用いられている場合が多い状況になっております。

これら状況につきましては、この44ページのところで各事業者の状況についてまとめて記載をしている形になっております。

次が利用規約、プライバシーポリシーについてでございます。こちらについて、どの事業者もホームページに記載があつて、分かりやすく伝えられるように具体例を示している事業者もあるとしております。アカウント作成時にプライバシーポリシーを示して、包括同意を得ようとしている場合があるということ、そのほか個人情報を利用する場面に応じた確認の機会を設けているような事業者もいるということでございます。こちらについても、詳細については45ページの表のところにまとめさせていただいております。

それから46ページでございます。透明性確保のための工夫でございます。こちらは各事業者におきまして、プライバシーポリシーだけではなくて利用者に伝えるための工夫として、プライバシーポリシーの内容を分かりやすく簡潔に説明したプライバシーセンターやプライバシーポータルなどを設けて、またそこから一元的にオプトアウトも含めたプライバシー設定を可能とするなどの工夫をしているというところはございます。ダッシュボードなどにおいて利用者が利用者情報の取得とか、第三者提供、連携を含む取扱いについて事後的に把握したり、管理できるようにしている事業者もいるということでございます。

一方、このような事例につきましては、野村総研からの発表もございましたけれども、こういった事例があるのかということについて47ページ、48ページのところで書かせていただいております。様々な工夫が行われているという状況かと考えられます。

それから49ページでございますけれども、オプトアウトやダッシュボードの導入状況で



ございます。こちらは、オプトアウトの提供の有無については全ての事業者から御回答をいただいております。またオプトアウトをしてもサービスの利用が可能という御回答をいただいているということでございます。一方、オプトアウトを行ったときに情報の取得が停止されるのか、またその情報の利用が停止されるのかなどがはっきりしないような御指摘がございます。

それから、50ページのところでございますが、データポータビリティ等への取組状況でございます。こちらについても、全ての事業者から御回答いただいているということでございます。海外のプラットフォーム事業者3社について、かなり詳細なデータポータビリティの対応状況というのを御回答いただいております。それからまたヤフー、LINEにおいても一定の対応をいただいているということでございます。

携帯電話事業者4社でございますが、今のところ非対応ということで、具体的な検討を行う状況に至っていないような御回答をいただいているところでございます。

それから52ページにまいりまして、次はほかのアプリやウェブサイトを経由した情報収集ということでございます。外部送信について、プラットフォーム事業者などとしてタグや情報収集モジュールなどを提供して、ほかの事業者、ほかのサイトから情報をいただいている場合があるので、それについての御質問ということになります。こちらはこの情報収集モジュールとかを設置して情報を外部送信していただいている事例があるということで、この広告商品の利用時に広告主とかほかのアプリとかウェブサイトの提供者の利用規約、タグなど設置する事業者さんにおいて利用者から必要な同意を取得していただくとか、プライバシーポリシーでちゃんと説明するとか、オプトアウトを提供するとか、そういうものを要求しているような事業者もいらっしゃるということでございます。

この脚注の92を書かせていただいておりますけれども、このような広告商品利用時に用いられるタグとか情報収集モジュールの提供者さんから、アプリ提供者やウェブサイト管理者などに外部送信に関する情報の概要であるとか、また利用者への説明、オプトアウト等について日本語で分かりやすく示して御説明していただくことは、必要とされる同意取得や利用者へのオプトアウトの機会の提供など、またプライバシーポリシーにおける適切な説明というのを行っていただく観点から重要なものであると、支援になるということで御指摘がございましたので記載をしております。

それから54ページは、他社へのデータ提供など、他社との連携の状況でございます。また(5)として、サードパーティーによる情報取得への対応ということがございます。こ

こちらについて表でまとめておりますので御覧いただければと思いますが、このThird Partyによる情報の取得への対応につきましては、近年、先ほど第1章のところでも見ましたけれども、異なるウェブサイト間で収集されるデータの収集と使用を制限する方向での動きが多くあるような御指摘もございます。Appleにおいて、SafariにおけるCookie利用の制限とか、GoogleにおいてもThird Party Cookieを段階的に廃止する方向での検討などがあるということで御指摘もいただいております。

ここのモニタリング結果のところでもApple及びGoogleにおいて、例えばSafariでのクロスサイトトラッキングデータの定期的な削除とか、全てのCookieをブロックという設定が可能であるとかといった記載、それからアプリのApp Storeのレビューのガイドラインにおいて、利用者がこのアプリをダウンロードする前に、プライバシーポリシーを確認可能とするなどの対応していることの記載をしております。

またGoogleにつきましては、このPrivacy Sandbox、先ほども御紹介した取組をしているということで、Topicsについての御報告もございますので、それを記載している形になっております。

それから(6)がアプリ提供マーケットになっております。こちらについては56ページに表もございますが、AppleとGoogleが提供マーケットを主に運営しており、KDDIも運営しているということでございます。スマートフォン プライバシー イニシアティブを参照すべき政府のガイドラインの一つとして提示している提供マーケットもあるということでございます。

このアプリの場合はApp Store Reviewガイドラインにおいて、このプライバシーポリシーへの記載事項であるとか、全てのアプリが満たすべき要件について、かなり詳細に記載をしているということでございます。それから、GoogleにつきましてもGoogleのAPIの利用規約において、このディベロッパーに満たすべき事項というように詳細に求めているような状況になっております。また、OSで一定の制御というのをやっていることについても御報告をいただいているということでございます。

それから57ページがPIA・アウトカムの、こちらについては前回の中間とりまとめから大きな変更はございません。

それから58ページが、個人情報保護管理者の設置状況でございます。

全体を通じてということでございますが、このモニタリングの結果としては、かなりプライバシーポリシーを分かりやすく説明するための工夫が行われている事例もあるという

ことですが、なかなか全体像を理解するのは容易でない部分は引き続き残っておりまして、また情報収集モジュールなどによってクロスサイトトラッキングが幅広く行われている状況でございます。

利用者の方々は非常に多様で、背景、知識、経験なども異なるので、それを踏まえて利用者の方々が実際できるように多様な方法を用意する必要があるような御指摘があるということで、特に消費者の方々が想定しづらいもの、プライバシー性が高い情報の取得などについて注意喚起する仕組みが必要ということでございます。また、情報開示の視点で外部レビュー、モニタリングを行うことが重要だということでございまして、こちらについてその一定のルールを検討した上で、さらに引き続きモニタリングを行っていくことが必要であるということで記載をしております。

59ページが情報収集モジュールの状況ということで、それぞれのプラットフォーム事業者が提供している情報収集モジュールについて記載をしているということで、事例として記載をしております。

ここまでは第2章でございまして、次、第3章でございまして。今後の取組の方向性でございまして。こちらは1の①、②、③のあたり、基本的に大きな変更はございません。それで64ページのところからでございますが、野村総合研究所からの発表で昨年について今年も発表いただきまして、利用者の理解や安心に資すると思われる事業者の取組について検証しておりますので、そちらについて追記をしているということでございます。

例えばプライバシーポリシーとは別に、分かりやすいユーザーガイドを作るとか、同意状況を一覧化するダッシュボードを提供するとか、ユーザー自身によって開示手続がとれている機能についてどうだったかということで、65ページのところにございますが、利用したい、確認したいというユーザーがこのぐらいいらっちゃって、またそういう企業を信頼できると回答した割合もそれなりに高かったということで、特に自己効力感が高く抵抗感が強い利用者に高い効果があったような状況でございます。

このような状況も考慮しながらプライバシーポリシーを作成いただきたいということで、追記したところが66ページの一番上のところでございますが、色々検討していただく中で利用者が十分な情報を得た上で意思決定を行うことを可能とすることが重要であるということで、これをゆがめるような、ダークパターンとならないように十分な注意が求められるということで、脚注102に、DSAにおいてもダークパターン規制が欧州議会修正案として追加されているということ、例えばということでダークパターンになり得る事例を追記し

ているということでございます。

次に、今後の対応の方向性でございます。67ページのところに行ってくださいまして、まず中間とりまとめでどういうことが書かれていたかを書いております。最後の段落でございますけれども、中間とりまとめを踏まえて電気通信事業法における情報規律の在り方を検討している電気通信事業ガバナンス検討会及び本ワーキンググループにおいて幅広い関係者からも御意見を伺いながら検討を行った結果、本年2月に電気通信事業ガバナンス検討会報告書がとりまとめられ、この報告書の内容を踏まえて、本年3月には電気通信事業法の一部を改正する法律案が提出されて、本年6月に成立したという事実関係を記載させていただいております。

次のページにまいりまして、その内容はということで、電気通信事業者又は第三号事業を営む者が利用者に対して、この電気通信役務を提供する際に、利用者の電気通信設備を送信先として情報の外部送信を指令する通信を行おうとするときには、その通信によって送信されることとなる利用者に関する情報について、3つの形で確認の機会を付与するというので、総務省令で定めるところにより当該利用者に通知、又は容易に知り得る状態に置く、若しくは同意を取得する、若しくはオプトアウトのいずれかの措置をとることを義務化するということでございます。規定の概要につきましては、68ページの表のところを書いております。また、69ページのところには、どういった流れなのかというのも記載をしております。

それでこの電気通信事業法の改正法に基づきまして、ウェブサイト運営事業者であるとか、アプリケーション提供事業者が利用者の閲覧履歴などの情報を第三者のサーバーに送信するプログラムなどの送信を行う際に、利用者に確認の機会を付与することを求める外部送信規律の施行に向けて、官民連携して検討を推進していくことが重要であるということで、外部送信規律について定めた電気通信事業法の第27条の12でございますけれども、こちらについてこちらが総務省令で定めることとされている事項はこの次の5点であるということございまして、これらについて施行に向けて検討していくことが必要であるということになります。

論点1から5までは、こちらのとおりでございます。こちらについて本年6月17日、22日、ヒアリングを行った上で御議論もいただいてきたわけでございますが、まず論点1でございます。こちらは規律の対象でございます。内容、利用者の範囲、及び利用状況を勘案して、利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務というのはどういうもの

なのかということでございます。

70ページにまいりまして、まず電気通信役務の内容といたしましては、例えば次のようなものが該当するというので、登録、届出対象となる電気通信役務である固定・携帯電話、インターネット接続サービス、利用者間のメッセージ媒介サービスなどがあるとしております。また登録届出不要の電気通信役務のうち、オンライン検索サービス、SNS、電子掲示板、動画共有サービス、オンラインショッピングモール、各種情報のオンライン提供などが想定されるということでございます。

電気通信役務の利用者の範囲でございますが、こちらについてはウェブサイトを通じたものと、アプリケーションを通じたものが想定されるということでございます。利用者の利益に及ぼす影響が少ないと認められる利用状況がどのようなものであるかと、こちらについては一定程度の御議論いただきましたけれども、内容、利用者の範囲、利用状況を勘案して、今後適切に判断をしていく必要があるということございまして、この際、利用者の利益に及ぼす影響についてリスクベース、アウトカムベースで検討することが望ましいような御意見が多くあったということで記載をしております。

次に規律の規制の内容について、それ以降、議論をしているということございまして、まず通知又は容易に知り得る状態に関連して、論点2と論点3がございまして。論点2でございますけれども、この通知又は容易に知り得る状態に置く際、満たすべき要件について省令で規定していくということでございます。

まず、共通的に満たすべきと考えられる要件でございます。こちらについては、例えばでございますが、日本語で記載するとか、専門用語を避けるとか、平易な表現を用いる、また階層化などによって最初に表示される画面というのがあるとすると、それは要点を端的に示すものとし、それから送信先ごとに送信される情報の内容、利用目的が一定程度分かるようにすることなどが考えられるのではないかとしております。また特に通知をする際に満たすべきと考えられる要件でございますが、まず通知すべき事項とか、それから通知すべき事項を表示したURLなどを、ポップアップなどによって能動的に通知するのが分かりやすく良いのではないかと御議論がありました。また、階層化などを使う場合には、その階層化した下のものについても見たい場合には容易にたどり着くことができるようにということがありました。それ以外にも、この上記と同等以上に利用者が認識し、理解しやすい形で通知すべき事項を表示することも考えられるのではないかとということで記載をしております。

次に、容易に知り得る状態に置く際に満たすべきと考えられる要件がどのようなものかということでございます。こちらについてはホームページ、トップページとか、あとは情報送信指令通信を行うウェブページ、またはこれから1回の操作で到達できるウェブページにおいて、容易に知り得る状態に置くべき事項を表示すると、またアプリの場合はアプリの起動前であるとか、起動後最初に表示される画面、またはそこから1回の操作で到達できる場所において容易に知り得る事項を表示すると、また階層化などについても適宜必要に応じて活用すると、またここも上記と同等以上に利用者が認識し、理解しやすい形で利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項を表示することが考えられるのではないかといいことでございます。

一方、ここで脚注110としておりますが、このウェブサイト上のタグとか情報収集モジュールによって閲覧先と異なるアクセスとか情報取得が起きていることについて、認識されている利用者の方はまだ3割程度と少ない状況であるという調査結果もございますので、あまりそういう認識がない方でも確認ができるような形で何らかのポップアップのプッシュ型の手法なども活用して工夫したほうが良いのではないかといい御意見もございましたので、ここに追記をしております。

今度、論点3、お伝えすべき事項はどのようなものなのかでございます。まず送信されることとなる利用者に関する情報の内容は、この利用者に関する送信される情報の項目を一覧にして示してはどうかということでございます。また、情報の送信先でございますが、こちらについては送信先の電気通信設備を設置、またはこれを用いて利用者情報の送信を受けてこれを取り扱う者、情報の取扱いの責任主体というものの氏名であるとか名称を示すことが考えられるのではないかといいことでございます。

このほかに示す事項としては送信先における利用目的、第三者提供など、そのほか参考となる事項も含むと、またオプトアウト措置、その他利用者の関与の方法が考えられるということでございます。

次に、オプトアウトでございます。オプトアウトについて共通的に満たすべきと考えられる事項については、先ほどの通知又は容易に知り得る状態のところと基本的には同じでございます。

また、72ページでございます。オプトアウト措置を講じているという際に満たすべき要件でございますが、この表示の仕方についても先ほどの通知、容易に知り得る状態のときと基本的に同じでございます。それでこの上記と同等以上に利用者が認識し、理解しや

すい形で表示することも認められるということでございます。

また、利用者の求めを受け付ける方法としては、メール、専用のフォームへの入力、タッチボードの操作、またはこれと同等以上に利用者が認識し、理解しやすい形で受け付けることが考えられるということでございます。

そのほか、利用者に認識させるべきものとしては、アプトアウト措置の内容であるとか、送信されることとなる利用者に関する情報の項目であるとか、あとは情報の送信先、また送信先における利用目的などが考えられるということでございます。

次に、論点5でございますが、これは電気通信サービスを利用する際に送信することが必要という必須なものとあって、措置をとることを不要とする情報でございます。まず法定の符号、音響、または画面を端末上に適正に表示するために必要な情報としては、OS情報、画面設定情報、言語設定情報などが考えられます。また、このほかにも電気通信役務を利用する際に送信することが必要な情報としては、入力した情報の保持、認証に必要な情報、セキュリティ対策に必要な情報、ネットワーク管理に必要な情報などが考えられません。

74ページでございます。このような方向性を踏まえまして施行準備に向けて電気通信事業法の施行規則、省令でございますが、これらや電気通信事業ガイドラインに関する検討を進めた上で適切に制度に基づく対応が行われることが期待されるとしております。また満たすべき要件や望ましい方法については、この電気通信事業法の施行規則や電気通信事業ガイドラインにおいて示されるということになりますが、その際に各サービスや利用者の特性に応じて、最新の技術や工夫も取り入れられるように利用者がより認識し、理解しやすい方法と、認められるものについては柔軟に取り入れられるような仕組みとすることが望ましいということでございます。また、この具体的な取組事例についても収集して公表していくことも期待されるということでございます。

(2) 官民連携した取組の推進でございます。この外部装置の規律の施行に向けましては関係する事業者、事業者団体や利用者、消費者団体などの意見をオープンに聞きながら、官民連携して検討を推進していくことが適当であると考えられます。この外部送信の規律の対象であるウェブページやアプリケーションを利用者が安心して使える環境を維持しながら、このイノベーションについても促すように、利用者側と事業者側の双方の視点を踏まえて相互に共通認識を得ていくことが重要であると、この官民連携を通じましてベストプラクティスについて把握して、電気通信事業ガイドラインや解説からも参照可能とする

ことが考えられるということでございます。

また事業者団体、経済団体などと連携しながら、この規律の対象となる方に対応方法を周知することと、規律の対象とならない方に対しても、利用者に関する情報が外部送信される際に利用者に確認の機会を付与する方法のベストプラクティスについて共有し広めていくことは有用であるとしております。また利用者側が確認の機会について理解し、これを活用することができるように、利用者、消費者団体と事業者、事業者団体が対話を重ね、外部送信の仕組みや確認の方法についても情報を発信していくことが期待され、またこの施行状況についてはモニタリングを継続し、官民連携してベストプラクティスを把握するとともに課題についても把握し、必要な対応を継続的に検討していく形で書かせていただいております。

(3) はモニタリングの実施でございまして、これは最後の段落でございますが、今後の制度見直しなどにも資するように、外部送信の規律の導入の動向についてもモニタリングを行うことが適当、またプロファイリングの状況についても、モニタリングを行うことを検討していくことが適当ということでございます。

(4) でございます。専門的な知見の部分につきましてはこの3段落目ですが、二次とりまとめにおいても本ワーキンググループの検討結果を踏まえて、把握された事項についてとりまとめ、今後も継続的に支援をしていくことが望ましいということで、モジュールの状況であるとか、また位置情報の関係なども含めて継続的に専門知見を集めていくことが望ましいことを記載させていただいております。

また(5) が利用者の理解促進・外部レビューでございます。こちらについて、これは古谷構成員からの御意見を踏まえた記載でございますが、76ページの一番下の段落からですけれども、利用者側にとっても個々の情報の取扱いについて通知、公表や同意を受けるというだけではなくて、事業者が利用者情報を適切に取り扱う観点から、企業全体としてどういう考え方でどこまで取り組んでいるか、どのようにこれから取り組んでいく予定であるかについての取組姿勢について理解できることは、企業に対する信頼醸成につながると、業界としての自主ルールがあるときには、それについても利用者に向けて分かりやすく発信していくことが信頼醸成につながるということで、脚注でDX時代の企業のプライバシーガバナンスガイドブックについても追記をしております。

それから、最後でございますけれども78ページ、国際的な対話と連携の推進に向けてということで、こちらについては基本的には時点更新というのをそれぞれ行っているという



ことで、中間とりまとめについてもかなりいろいろな、EUであるとか米国などにも発信をしておりますので、その状況を追記しております。

長くなって恐縮ですが、以上でございます。ありがとうございます。

**【宍戸主査】** 小川課長、ありがとうございました。それでは、ただいま御説明いただきました内容について構成員の皆様、オブザーバーの皆様から順番に御意見等いただきたいと思いますが、何分、大部でございますので3つのパートに分けて御意見をいただこうかと思っております。具体的に申しますと、第1章、第2章、第3章と分けて順番に御意見をお伺いし、最後に全体的な御意見を伺うこととさせていただきたいと思っております。

そこでまず第1章、プラットフォームサービスに係る利用者情報を巡る現状と課題でございます。これは資料で申しますと5ページから38ページになりますが、ここについて御質問あるいは御意見がある方は、私にチャット欄でお知らせをいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

太田構成員、お願いします。

**【太田構成員】** ありがとうございます。私から1点、コメントさせていただければと思います。25ページの位置情報に関して追記された部分でございますが、位置情報ではほかの様々な手段や情報からも位置情報が取得できるようになってきているところで、ビーコン等によりというところも追記されていると思うのですが、このほかにもIPアドレスやWi-Fiなど、様々な方法で位置情報が取得されており、先ほどの第3章で説明された今回の電気通信事業法の改正で対象となる位置情報の取得方法というのは、ある程度こちらで、今回の改正で公表の対象となるものもあるのですが、ここで追記されているビーコンや、あとはWi-Fiに関しては、今回の電気通信事業法の改正の対象にはならないようなデータの取得方法も含まれておりますので、ここにも書いてあるように今後その取扱い方について検討していくことは継続していくことが必要だと思っております。

以上です。

**【宍戸主査】** 御指摘ありがとうございます。それでは次に新保構成員、お願いします。

**【新保構成員】** 新保です。よろしくお願ひいたします。1章については2つ意見を述べさせていただきたいと思っております。1つ目はページでいうと、18ページからの現行制度と政策に係る点です。これまで様々な検討・議論を行ってきて、多方面から様々な観点からこの点については議論があったところであります。これはあくまで意見ですが、今後、特

に国内事業者については、その拠点の有無に関わらず利用者情報の取扱いへの対応について差異がないように、そういった差が出ないことへの発生の防止に期待したいということが、本ワーキンググループでも多々述べられていたところだと思います。この国内外の事業者、双方における利用者情報の適切な取扱いの確保において、このイコールフットイングを確保することが今回の本ワーキンググループの検討の目的であることを、この内容、どこに触れるかどうかもありますけれども、そういう点も少し触れておいても良いのではないかと思います。

一方で、これは個人情報保護制度全般における課題でもありますので、本ワーキンググループにおける検討の範囲だけではなかなか対応が難しい部分ではありますが、例えば国内事業者が海外の事業者と連携している場合の責任の分界点や、それから電気通信事業ガイドラインが適用される事業者とそれ以外の事業者であったり、事業分野の相違に伴う課題については、これは個人情報保護制度全般における課題でもあります。今後電気通信事業ガイドラインとの適用の相違点なども含めて、今回非常に分かりやすく明快に整理がなされておりますので、引き続き事業者と利用者双方にとって分かりやすい普及啓発がなされることが必要ではないかと思います。

2つ目は、23ページにおいて、この利用者にとって分かりやすい通知・公表及び選択の機会の提供ということについて分かりやすく例示されているので、今後このような形で分かりやすく通知、公表することが一層重要になってくると思いますが、一方でモニタリングシートの回答結果として、この電気通信分野における利用者情報の取扱いにおいて、国内の事業者と国外の事業者の項目の比較を見ていて思った点として、海外の事業者の問合せ先の明確化といいたいでしょうか、サポート窓口やお問合せ窓口ということで全般的な窓口などについては広く公表されていたり、ダッシュボードが公表されていたりというところもありますが、一方で海外事業者で国外での問合せ先の明確化、とりわけ個人情報に関する窓口の提示や、そういうところについても留意をする必要があるのではないかと思います。

なかなか国内の事業者と異なり、海外事業者においてはその点が明確ではないことも多々指摘されておりますので、そういった点についても触れてはいかかと思えます。

以上、2点でございます。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは次に生貝構成員、お願いいたします。

**【生貝構成員】** おまとめ、ありがとうございます。私から海外のことについて簡単に

3点のみでございますが、まず一つは14ページの脚注25のところ、CMAのSandbox調査とコミットメントを詳しく触れていただいたのは適切かと思えます。今後、関連するこういう論点にどのように本ワーキンググループで対応するかは重要なところかと思えます。

2点目といたしまして、36ページでDSAとDMAの詳細に触れていただいているところの中で、DSAの暫定合意テキストは既に公表されておりますところ、特にここでは超大規模オンラインプラットフォームと並行して、超大規模検索エンジンに関する規律というのが大きく含まれたことになりましたので、このことももしかすると触れて良いのではないかというのが2点目です。

3点目としてアメリカのところに関して、これはあとのほうで、ダークパターンで欧州の動きを少し触れていただきました。66ページあたりだったと思いますが、ダークパターンに関しては昨年10月にFTCがポリシーステートメントを出したり、またFTC法上のルールメイキングに関しては、今年の夏ぐらいから様々な関連する動きが出てくるかと思えますので、若干その点も触れても良いのかと感じます。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは森構成員、お願いします。

**【森構成員】** ありがとうございます。大変良いとりまとめになったと思います。特にアップデートがしっかりされていて、海外の事情もそうですし、それ以外のことについても必要な情報を調査して盛り込む形にいただいていると思います。

細かいことです、14ページ、脚注27ですが、ここに脚注28、15ページのものが入り込んでいますので、14ページの方を消していただいて15ページの方だけ残していただくのが良いと思います。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。御指摘いただきまして助かります。それでは続きまして古谷構成員、お願いします。

**【古谷構成員】** ありがとうございます。私も細かい話ですが、現行制度と政策のところを見ると、制度の内容と主体、組織の取組が混在していると思います。ここは制度の内容で整理された方が分かりやすいのではないかと思います。2つだけ組織の取組になっているかと思えます。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは石井構成員、お願いします。

【石井構成員】 ありがとうございます。おとりまとめ、大変お疲れさまでした。私からは同意の記載ぶりについて、少し明確化していただいた方が良いと思うことがあります。改定方針のCCPAや、それから特にCPRAとあとGDPRです。CPRAもGDPRも、包括同意は認めておらず個別の利用目的に対する同意であるのが有効な同意の規定になっているはずですが、それから同意の撤回も自由に行えるというのが、日本の法令においても同意の撤回は解釈上できるということで、特段異論はないところだと思いますが、CPRAでもGDPRでも明文規定があるはずですが、その辺りの同意がどう理解されているか、定められているかということが、もう少し明確に表れた方が望ましいのかと思いました。

私がきちんと読み込めていないかもしれないですが、御検討いただければと思います。以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。一通り今、手が挙がっている方から御意見等伺いましたけれども、事務局から何かございますか。

【小川消費者行政第二課長】 事務局の小川でございます。大変貴重な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

太田構成員からの御指摘の位置情報については今後も検討必要という御指摘のとおりかと思っております。

新保構成員からは、域外適用の関係の御指摘と理解しております。電気通信事業法は域外適用されているところではございますが、どのような記載ができ得るかは検討してみたいと思っております。

生貝構成員からは、御指摘のとおり、超大規模検索エンジンに関する規律がDSAの暫定合意テキストに入っておりますので、追記をできるかどうか検討してみたいと思っております。

それから古谷構成員からいただいた整理論の話は、従来このような形でやっておりますが、検討したいと思っております。ありがとうございます。

あと、石井構成員から同意の関係は、ここをどこまでできるかというのは若干ございますが、貴重な御指摘ですので検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。一つには、新保構成員から御指摘のあった国際的な制度調和を目指した、電気通信分野でのプライバシー保護、情報の規律について、第3章の冒頭のところで色々海外調査、外国の状況を踏まえて海外事業者の動きなども踏ま

えてここで議論するのだというところで、一応趣旨は出ていたと私は勝手に思い込んでいたのですが、新保構成員に改めて御指摘受けとなるほどと思いましたので、第3章の冒頭の書きぶりとも併せて少し検討をお願いしたいと思います。

それから石井構成員から御指摘いただきました点につきまして、ここでの議論というのは、およそ個人情報保護法制あるいは各国データ法制の一般的な議論をするというわけではなく、電気通信分野における利用者情報の取扱いということで本ワーキンググループは議論してきたわけですが、そこにおいて必要な限りでCPRAにおける個別同意撤回について記載をどうしたら良いかどうか、できるかどうかは、時間の関係もございしますが、事務局において検討することとさせていただきたいと思います。

まだ御議論あるかもしれませんが、第2章に、先に進ませていただきたいと存じます。プラットフォーム事業者等による利用者情報の取扱いのモニタリングの結果についてでございます。39ページから59ページまでのところでございますが、ここについて御質問、御意見がある方はまたチャット欄で私にお知らせいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

新保構成員、お願いします。

**【新保構成員】** ありがとうございます。モニタリング結果を踏まえた記述については、57ページのPIA・アウトカムについてという部分があります。ちょうど今、表示していただいた3行ほどの記述ではあるのですが、PIAについてこの記述をどのようにするかを、若干書きぶりを御検討いただいても良いのではないかと思います。その趣旨としては、このPIAの実施状況については事業者側で何ができるかということが、現時点ではほとんど明確になっていないと思います。

その一方で今般、改正個人情報保護法の施行に伴い改正されました個人情報保護に関する基本方針、これは改正部分がなかなか差分が表示されていないので分かりづらい部分ではありますが、今回、データガバナンス体制の構築という点で、個人情報保護に関する閣議決定された基本方針、こちらではPIA、個人情報保護評価又はプライバシー影響評価の手法を用いることや、CPOやDPOを設置するような記述が追加されているわけですが、ところがこれはあくまで、そのようなPIAのような手法を用いることができることが書かれているだけであって、具体的にどのようなことができるのか、またはどのようなことをしたら良いのかはよく分からない点であります。

今回の内容でも、この今、表示している脚注で個人情報保護委員会のPIAの取組の促進

についての文書が引用されております。今回、まず2つあるのですが一つは記述として、事業者がやっているけれども基準が明確ではない場合があると思います。これは事業者側の基準が明確ではないのか、それとも今ある基準が明確ではないのか、私は両方だと思っているのですが、この点について書きぶりからするとその趣旨がよく読み取れないのが一つです。あともう一つはこのPIAの結果も公表されていない場合が多いとなっています。モニタリングの結果は現行の制度で行うべき事柄について、それが公表されているかどうかということの結果公表の部分について示すことが必要かと思います。PIAについては、これを実施して結果を公表するという根拠は、現状では特にないわけであります。あくまで基本方針でもそういう手法を用いることができるとなっているだけですから、結果が公表されていないことについてモニタリングの結果、否定的な観点から捉えられると、それは本意ではないと思いますので、そういった点も踏まえて書きぶりを御検討いただいた方が良いのかと思います。

もう一つが、このPIAについてはJIS X 9251等、規格が現にあるわけでありますが、ただこれもあくまで民間のISO/IEC29134を踏まえた内容ということで、事業者としてこれを参考にして実施することができるだけでありますから、この点について、本とりまとめ案でPIAを実施することを推奨する必要は、私はないと思っています。

一方で、具体的にどのような基準を用いることができるのかについては、そのような規格もあることを踏まえても良いのかと思います。

なお、これは誤りとして、本とりまとめ案ではないのですが、例えばJIPDECのページなどでも表示されているところとしては、改正個人情報保護法ではPIAの実施が推奨されていたり、最近PIAの実施を何か法的な根拠をもって推奨するかのよう傾向がありますが、これは全くない部分だと思いますので、言うまでもなく制度改正大綱3年ごと見直しで、あくまで民間の自主的な取組を促進することが望ましいとされていた部分でありますから、以上を踏まえて、結果の公表については特に何らかの根拠があって公表するというものではないようなところも踏まえた記述が良いのではないかと思います。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは太田構成員、お願いします。

**【太田構成員】** ありがとうございます。私は1点、53ページの脚注92の部分に関してですが、こちらはタグや情報収集モジュール等の提供者、これはGoogleやアドテク事業者からアプリ提供者、ウェブサイト管理者等に、これは今回の規律の対象者等に外部送信に

関する情報の概要や利用者への説明、オプトアウト等について日本語で分かりやすく示して説明していくことが重要であるという話がここの脚注にあるのですが、ここに関連して今回のモニタリングの中で、各事業者にモニタリングもしたと思います。例えばGoogleですとGoogleアナリティクスの利用に関して、利用していることやオプトアウトへのリンクといった、そういったものを利用者に示しましょうということは、今回の規律の対象になるアプリ提供者及びサイト管理者等に契約の中で示してはいるのですが、実際にGoogleアナリティクスを利用している事業者がきちんとそのような対応をしているのかというところまでの確認はできていないことが、今回のモニタリングでも明らかになったと考えています。

私の意見としては、そのような情報収集モジュールを設置させるGoogleや、アドテク事業者側がきちんとサイト側で設置して、そのことに対してきちんとプライバシーポリシー等において説明がされているか等も、Googleやアドテク事業者の情報収集モジュール提供者がきちんと確認をするべきであると考えておりますので、今回はそういった説明していくことが重要であるところにとどまっておりますが、そのような情報収集モジュール提供者がきちんと使っているアプリとかウェブサイトで、プライバシーポリシー等で公表されていることを確認していく必要もあるのではないかと考えております。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。次に高橋構成員、お願いします。

**【高橋構成員】** 高橋克巳です。とりまとめ、本当にありがとうございました。私からは、モニタリングが良かったということをもっと指摘させていただきたいと思います。これは事業者も含めて双方大変なことだったのですが、とても良かったと思います。特に外部送信でや広告のことにに関してGoogle、それからAppleといった海外の事業者も含めてモニタリングをしたことはとても画期的でした。そのことから、Third Party Cookieが廃止されるのは良くないとされている中で、何かに寄りかかる時期に入ったことがとても明確になったと思います。

一方で、その検討されている技術内容の効果や根拠が若干不明な点も残っています。ですので、今、大きな変化の時代だと思うのですね。その中で現在進行中の研究的なものも多分に含まれていますので、今、さらに頑張っておけばもう絶対未来の利用者から感謝されると思いますので、さらに不明点を多く明らかにして、これをこれからもモニタリングと呼ぶかどうかは別として、継続的に対話を続けることが大事だと思いますの

で、この活動をぜひ続けていただきたいと思います。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。古谷構成員、お願いします。

【古谷構成員】 ありがとうございます。3点あります。まず1点目ですが、モニタリング結果のところ、事業者ヒアリングにおける、例えば構成員からの指摘であるとか意見というのは基本的に盛り込まれていると考えて良いのでしょうか。確認させていただきたいと思います。本文の内容であるとか脚注の中で指摘されるという文章があるのですが、それはそういったものを表しているのかどうかというところを確認させていただきたいと思います。

2点目としては、もちろん本文中で消費者の利益に関わる内容というのは書かれているのですが、前回、主婦連から基本的な問題提起というのがあったかと思いますが。そういった消費者側からの懸念点みたいところが全く盛り込まれていないのですが、それを書かれてはどうかというのが2点目です。

3点目ですが、利用規約やプライバシーポリシーのところだったと思うのですが、常日頃から分かりやすくということはよく言われております。たしか前回のときに一つの方法として標準化のような提案が出されたと思います。全てに対応できるわけではないと思いますが、そのような提案なども盛り込まれたらどうかと思いました。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。今の点は後で事務局に御回答いただきたいと思いますが、最後の標準化については、第3章で今後のモニタリングのやり方に提言という中身としてもあり得るかもしれないですね。

【古谷構成員】 そうですね。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは石井構成員、お願いします。

【石井構成員】 先ほどのGDPRとCPRAの同意の話ですが、CPRAの規定がGDPR寄りになってきていることを踏まえて、現状のふわっとした書きぶりを少し明確化していただくとうろしいかというのをコメントとして補足させていただければと思います。

もう一つは、同意絡みの質問ですが、45ページ目、修正された部分で、包括同意という表現が使われていますが、包括という表現が何か適切なのかどうかというのは、少し御検討いただいても良いのかと思いました。

例えば医学研究の分野等ですと、包括同意を取得する場合には将来、そのデータを使っ



て、実際実施するかもしれない研究にも使わせてほしいような同意のとり方をする場合も包括同意と表現したりします。しかし、ここでの文脈はもっと具体的に説明した上で、同意をとる段階が最初にアカウントをつくる時の話ですよという趣旨なのかと思ひまして、何に使うかが明確ではないけれども、同意をほしいと求めているわけではないのではないのかと思ひます。もしそういうことであれば、包括という表現が適切なのかどうかというのは、検討の余地があるのかと思ひたところでもあります。

以上です。ありがとうございます。

【宋戸主査】 ありがとうございます。先ほど石井構成員がおっしゃられたことについて私なりに受け止めましたけれども、資料の後ろの89ページに、CPRAの解説などがありまして、その内容を踏まえた上で本文をきちんと書くと、御指摘にかなうのかと思ひます。

【石井構成員】 そうですね、はい。ありがとうございます。

【宋戸主査】 それから、まさに包括同意という言葉の意味が包括的過ぎて分かりにくいところなり、多義的なところがありますので、ここも趣旨が明確になるように記載した方がよいのではないのかというのは御指摘のとおりです。これも後で事務局に御回答いただこうかと思ひています。ありがとうございます。

【石井構成員】 ありがとうございます。

【宋戸主査】 それでは小林構成員、お願いします。

【小林構成員】 2点ありまして、1点目は先ほど高橋構成員が述べられていたとおり、今回のモニタリングでプラットフォーム事業者に直接お話を聞いたのは大変意義深かったと思ひております。その意味で1章に書かれているデジタル市場競争本部とのモニタリングレビューについての連携というか、共有の部分について、27ページに書かれている部分があるわけですが、それを思うと、今回のこのモニタリングのところの始まりのところに、プラットフォーム事業者に対するモニタリングというのはデジタル市場競争本部におけるモニタリングレビューとも連携していくものであることを明記していただいてもよろしいのではないかと思ひます。そうすることで、このプライバシーと競争と、あとは消費者というのがありますけれども、そういった消費者保護といったものが一体的に検討されているのだということが、この文章の中からも表現できるのではないかと思ひます。

その上で、ここはプラットフォーム事業者とそれから主要な電気通信事業者ということとをプラットフォーム事業者等と表現されているということで、この後の表は大体それを一体にして表現されていますが、44ページだけプラットフォーム事業者と電気通信事業者を

分けているのがあって、これは表が2つに分かれたからそうなっているのか、それとも何か意図してそう分かれているのかというのが分かりづらいと思います。もしこのように、44ページのように分けて書くのであれば、上はプラットフォーム事業者、下は主な電気通信事業者で、残りの表もそれに平仄を合わせるような記述の方がよろしいのではないかと思います。

それから2点目は、57ページになります。先ほど新保構成員が述べられていた部分でPIAについての言及ですが、こちらについて、もし法的な根拠というのが不明確であるならば、むしろ佐藤構成員が座長を務められておられるプライバシーガバナンス検討会のガイドブックを引いていただいております。実際に今、私が感じているところでは、プラットフォーム事業者であったり電気通信事業分野の方は、非常に熱心にPIAに取り組んでおられるわけですので、こういったものをここできっちり書いていただくのはよろしいのではないかと思います。

以上でございます。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは森構成員、お願いします。

**【森構成員】** ありがとうございます。2章ということではないですが、ここまでのお話を踏まえて2点申し上げます。

まず1点目。石井構成員の同意に関するお話で、これは海外の法制度のことを色々御紹介いただく趣旨というのは、海外の法制度がどういうニュアンスを持っているか、どういう規制の強度を持っているかを把握した上で、本ワーキンググループでの検討に生かすということですので、もうこれは全く御指摘のとおりお書きいただいているのではないかと思います。できる限り詳しく、情報も石井構成員が御存じですので、ヒアリングしていただいで書き取っていただければと思います。

それから2点目は、先ほど太田構成員の御指摘でありました広告事業者やプラットフォームが、タグなり情報収集モジュールを設置してもらい、Third Party側ということで、今回の規制というのはあくまでもFirst Party側の規制なわけですが、このThird Partyが果たしている役割というのは非常に大きいということも、御指摘のとおりだと思います。

報道等によればFirst Party側では十分な認識をしていなかったと、広告事業者が来て、これこれ、このような良いことがありますよという御説明なので、そのまま言われたとおりやってもらったようなことも出ております。また何よりもスマートフォン プライバシー イニシアティブというのは全くそういう考え方に立っていたと思います。情報収集モ

ジュール設置者もその相応の責任を負うのだということで、アプリに関する透明性をみんなで見ようということになっていたわけです。3章の最後の官民連携でというところで、ここに関連する事業者、事業者団体や利用者、消費者団体などの意見をオープンに聞きながらとありますが、オープンに聞いていただくこともさることながら、それぞれの事業者がどういう責任を負うのかもここに加筆していただいて、特に今回規制の対象とならなかった、直接対象とならなかったThird Party側のやるべきこと、First Partyにきちんとしたサイトポリシーを書いてもらうことについて、頼むだけではなくてモニターしてくれなど、そういうことをここに書いていただくのが良いのではないかと思います。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは佐藤構成員、お願いします。

**【佐藤構成員】** ありがとうございます。2点お願いしたいです。まず1点目は全体としてですが、今回モニタリングをきちんとやっていただいたのは非常にありがたかったと思っています。それで、モニタリングは、事業者に対して、我々がどういうことに関心を持っているのかを示す点でもかなり重要だと思いますので、モニタリングの項目を常に我々アップデートして、モニタリングするかしらないかは別にしてそれを提示していくことが、事業者側から見れば我々何関心を持っているのか分かるので、積極的に出していくことが重要かと思っています。

それと2点目です。先ほど小林構成員からPIAに言及するには、プライバシーガバナンスガイドブックを参照したらどうかとおっしゃられましたが、このガイドブックをとりまとめた検討会の座長の立場で言いますと、実はプライバシーガバナンスガイドブックでもPIAは参考事例というところがありまして、書いていただく分には良いですが、なかなかPIAというものを実施すれば全ての問題が解決するわけではないですし、そもそもPIAはある種、関心事に応じて行われるところがあるので、我々一番怖いのはPIAをすればもう安心だと思うことが一番怖いので、PIAの取扱いに関しては新保構成員がおっしゃられたように、それに頼れば良いという形は避けたほうが良いのかと思っています。

小林構成員、色々推していただいたのに何か逆らってしまって申し訳ございません。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは、ここまでのところで事務局にも御回答いただきたいと思いますが、私から2点だけ申し上げたいと思います。

一つはPIAを含めて、モニタリングの項目の在り方ですが、この間いろいろなことがあり過ぎて構成員の皆様も何かもう少しうっすらと記憶の遠いところにおられるかもしれま

せんけど、1回モニタリング自体は昨年もこのワーキンググループで実施をさせていただき、第6回の本ワーキンググループ、昨年の7月9日であったと思いますけれども、1回その段階で中間的なとりまとめということでモニタリングの結果をPIAについても表記し、基本的な記載の中心は、評価は昨年と今年度と変わっていないところがあります。

ただ昨年と今年のモニタリングの一つの大きな違いは、昨年はかなり概括的に記載をしていたのに対して、今回はモニタリングをさせていただいた各事業者の具体的な取組についてかなり詳細に記載をさせていただいたところが、今回で言えばみそであるところを改めて確認をさせていただきたいと思います。

その意味で、もちろんこの項目はどういう位置づけなのかと、そもそもモニタリングの位置づけというのはどういうことなのかと、PIAはやってれば良いという話でも、あるいはPIAをやっていないからけしからんといった話でもないことは、一応議論の前提として押さえておきたいと思います。

それから2点目の、森構成員からThird Partyも含めてというお話がございましたが、この報告書全体としては、これも昨年末にとりまとめて議論していたところにも重なりますけれども、第3章の66ページのあたりで通信関連プライバシーを含めてのところの記載のところで、全ての利用者情報の取り扱う利用者端末情報等を取り扱う者、全てがしかるべき義務を負ってくるはずだということを議論させていただいていたところがあり、あるいはそこに関わるのかということだけ、一言申し上げたいと思います。

それでは事務局で、ここまでの第2章に関連する御指摘について何かございますか。

【小川消費者行政第二課長】 先生方の貴重な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

新保構成員からいただいたPIAについてですが、御指摘、本当にそのとおりでございますが、PIAについては確かに定まっていない部分が色々ございますので、どのような形で追記をするかどうかは宍戸主査とも御相談したいと思います。

それからThird Partyの部分は、宍戸主査からも御指摘いただいたように全体としては必要ということで考えているわけでございますけれども、御意見、追記できるかどうか検討してまいりたいと思っております。

それから、古谷構成員、御指摘ありがとうございます。構成員からいただいた御指摘についてもできる限りは色々な形でしている形でございます。また、主婦連からもヒアリングで貴重な御指摘いただいたところでございまして、外部送信の関係の色々な御懸念とい

うことが御指摘いただいたものと理解しておりますけれども、ここについては今回のモニタリングの中にも盛り込まれておりますし、外部送信規律をしっかりと官民連携して実施していくところでお答えをしていくということで、その結果についてはまた今後モニタリングしていくということかと思っております。

また、利用規約プラポリの標準化というのは、確かに御指摘のとおりのところがございます。今回ガイドラインにおいてスマートフォン プライバシー イニシアティブを踏まえて、こういった項目について追記、記載していただくということであるとか、外部送信についてもこういった項目について、利用者の方に確認できるようにした方がよいのではないかとということで、ガイドラインで一定のルール化、また外部送信規律でまた一定の標準化というのを御議論いただいく位置づけかと理解をしております。

それから、小林構成員からデジタル市場競争本部との関係について御指摘いただいております。こちらについて私の先ほどの説明で省略してしまっていて大変恐縮であったのですが、27ページのところでございます。デジタルプラットフォームの取引透明化法の関係で、デジタル広告市場を取引透明化法の対象に追加するという政令改正について意見募集が行われているところでございますが、1段落目のところでございますけれども、このモニタリングレビューを行う際に課題⑩のパーソナルデータの対応部分については、この電気通信事業ガイドラインを踏まえたモニタリングの実施と連携して調整されることが想定されるということで、ここで取引透明化法についてのモニタリングレビューは来年以降の話になるかと思われませんが、その際には連携して行うことを追記しております。

それから同意のところの書きぶりについて、CPRAの記述などどういう形でできるか、追記を検討してまいりたいと思います。

また包括同意について、石井構成員から御指摘いただきましたが、こちらについて基本的に個別に示して同意するというのではなくて、約款全体を示して同意するという、包括同意という形で言葉を書き忘れてしまっておりますが、若干不正確のようであれば少し言葉を検討してみたいと思います。

以上でございます。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは、時間の関係上、申し訳ありませんが第3章、今後の取組の方向性について、あるいは全体を通じて残りの時間で御議論をいただきたいと思っております。こちらで御意見ある方がたくさんおられるのではないかとということでお待たせしましたという感じでございますが、御意見、御質問のある方はチャット欄で

私にお知らせをいただきたいと思います。よろしくお願いたします。いかがでございしょうか。

それでは板倉構成員、お願いたします。

**【板倉構成員】** 1つは、論点5の適用除外のところですが、今の74ページのまとめのところだと、途中までFirst Party Cookieって明記されていたと思いますが、これはFirst Party Cookieだから一律に除外ということにするわけではなく、今、記載されているようなものを中心に個別に考えていくという、今のところのまとめはそういうことよろしいでしょうかということなんです。

それから、戻ってPVといった話で無理ではないかと言われていた論点1ですか、論点1のところは今のところ議論の中では70ページでリスクベース、アウトカムベースで検討するとなっていますが、具体的にどうするのかというのが一つです。

最後は全体ですが、今後はこのとりまとめ案が全部まとめてパブリックコメントにかかるとお願いたします。その後、さらに本ワーキンググループで議論してから省令になるのでしょうか。それとも省令はこの方針に従って総務省が作成して、パブリックコメントにかかるのでしょうか。進め方を教えていただければと思います。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。事実関係で今後のディスカッションの基礎になる部分もあるかとお願いたしますので、今の時点で事務局から御回答いただけますか。

**【小川消費者行政第二課長】** 事務局の消費者行政第二課の小川です。板倉構成員からいただいた、まず論点5の関係でございしますが、First Party Cookieを振り出した電気通信事業者や第三号事業を営む者が使う場合については、改正電気通信事業法で書ききってそのまま使える形になっておりますので、総務省令で定める必要もないこととございします。それ以外について基本的には議論しているということで御理解をいただければと思います。

それから、論点1のところのリスクベース、アウトカムベースということについては、まさに今後の検討でございまして、省令であるとか電気通信事業ガイドラインなどにおいて明確に定めていくことになろうかとお願いたします。

また、スケジュールでございしますが、まずはこのとりまとめについてパブコメにかけて、8月～9月にとりまとめていくことになろうかとお願いたします。その内容も踏まえまして省令についても、本ワーキンググループにおいても一定の何らかの形で御議論いただいた上で、パブリックコメントにかけていくことになろうかとお願いたしますし、その後、また電気通信事

業ガイドラインについても、本ワーキンググループの場においても御議論いただいて、パブリックコメントにかけていくということでございますので、パブリックコメントとして第2陣、第3陣が想定されることになろうかと思えます。

以上でございます。

【宍戸主査】 板倉構成員、事実関係よろしいでしょうか。

【板倉構成員】 分かりました。すみません。First Party Cookieについては、法律にそのまま書いてあるということで、忘れていましたが了解です。

そうすると、First Party同士をシンクさせる場合というのは、First Partyそのものではないから入るのでしょうか。残りの日程等は了解です。

【小川消費者行政第二課長】 First Partyがそのままを使うということではなくて、別の人に何らかの形で伝えるようなことの場合には、ケース・バイ・ケースですが、今の法律の条文に当たらない場合には別途定めない限りはきちんと設置公表の対象になるということかと思えます。

【板倉構成員】 分かりました。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは続きまして沢田構成員、お願いいたします。沢田構成員の回線が落ちてしまったようですので、後に回させていただきます、寺田構成員、お願いします。

【寺田構成員】 ありがとうございます。非常に大部にわたるものを詳細にまとめていただきましてありがとうございます。

私から、まずしつこく言い続けたダークパターン、採用していただいてありがとうございます。今後この辺りというのは、おそらく来年以降で重要になってきますので、その部分を事前に注意喚起として入れていただけたのは非常にありがたいことだと思っています。

1点だけ、71ページ、アプリケーションにおける容易に知り得る状況についてというところですが、割合と単純な掲載位置についてだけ述べられているのですが、利用者情報の取得の前というものが本質的なところになりますので、その一文を入れていただくと非常に良いのかと思っています。

最後にPIAが随分お話に出ていましたが、JIPDECとしてPIAを、ISO29184をJIS化したと同時に普及させようという動きを民間の業界団体として進めている立場でもあります。一番困っているのは、なんちゃってPIAのようなものが広がってしまうのが嫌だということで、JIPDECとしては国内外の実態調査や、既に何社か募って実際にPIAを実施し、これを

事例集にできないかということを進めていることだけ、付言させていただきます。

以上になります。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは沢田構成員、お願いいたします。

**【沢田構成員】** 失礼いたしました。落ちそうになって踏みとどまったところでした。

67ページのところで申し上げたいと思います。空気を読まない感じのことを言ってしまうかもしれないですが、67ページの最後の段落、中間とりまとめを踏まえというところ、ここは前の段落からの飛躍があるように思います。全体としてはおとりまとめ大変お疲れさまでございましたし、貴重な情報がまとまってとても勉強になると改めて思いましたが、あまりに内容が多様なものですから、外部送信の検出のところだけ拾い読みを試みたところ、そんなに多くないのだということが分かりまして、今日それ以外のところを構成員の方々が色々言ってくださったので私はそこだけに特化して申し上げたいと思います。

2021年9月のプラットフォームサービスに関する研究会としての中間とりまとめの後で、電気通信事業ガバナンス検討会に移ってということと、その報告書がとりまとめられて法改正に至ったところをもう少し丁寧に書いていただかないと、ここで初めて電気通信事業法のことを意識し始める事業者が理解しづらいのではないかと思います。せめて電気通信事業ガバナンス検討会の報告書の中身と、今までのプラットフォームサービスに関する研究会の本ワーキンググループで検討していた全ての事業者が対象になった方が良いというような話の関連であったり、最終的にこういうことになった、というところの経緯をもう少し詳しく御説明いただけないかという希望でして、特に対象範囲が不明確だというのは様々な事業者からもお話が出てきているところだったと思います。

特に御説明が必要かと思うのが、例えば69ページに法律の説明として、ウェブサイト運営事業者やアプリケーション提供事業者がと書いてあります。これと、このウェブサイト運営事業者やアプリケーション提供事業者と、電気通信事業者又は第三号事業を営む者との関係を少し素人分かりするようにというか、本とりまとめ案で初めて御覧になる方もいらっしゃるかもしれませんので、少し書いていただけないかという希望がございます。

以上です。ありがとうございます。

**【宍戸主査】** 御意見承りました。それでは森構成員、お願いします。

**【森構成員】** ありがとうございます。まず69ページです。このように論点を抽出していただいて、それで議論を前回したわけです。今、板倉構成員と小川課長のやり取りも



ありましたが、全体のカバーがどうなっているのかという話になりますので、改正電気通信事業法第27条の12を、若干長いですが、小さな字でもいいので全文引用していただいた方が良くと思います。それが1点です。もちろん脚注とかで良くと思います。

それから、今幾つかあるのですが、もう一つは、70ページに行きまして、論点1の電気通信役務の内容です。これは考え方として外部送信をするような電気通信役務であれば広く含まれるのであるということはどうでしょうかということをお願いしましたが、そういうものは難しいと事前の御説明で伺いました。70ページの第一段落のようにもし書くしかないとするのであれば、それは対象となっている電気通信事業者と、三号事業者を網羅するように書いていただきたいと思います。かなり網羅していると思いますが、前回議論されたことは、そのような電気通信役務では画することができないということだったかと思っておりますので、その趣旨から広く書いていただくことが必要であると思っております。

第2段落です。これも同じですが、リスクベース、アウトカムベースで検討することが望ましいとの意見が多かったと、これはそのとおりですけれども、もう少し具体的に言えばどのような議論があったかということ、利用者が少ないことでリスクが小さくなるわけではないという意見がありましたので、そこは具体的に書いていただいて、利用者が少ないことでリスクが小さくなるわけではないという意見が多くあったと書いていただきたいと思っております。

4点目ですが、この70ページの一番下の、特に通知する際に満たすべきと考えられる要件としてはということの1ポツのところ、これこれが行われる際に、通知すべき事項又は当該事項を表示したウェブページの所在に関する情報をポップアップ等により能動的に通知するということがお勧めであるという意見があったと思いますが、私だけではなかったと思いますが、それを認識している人が少ないと、理由を書いていたので結構ですが、今度は脚注の110に追加していただきたいと思っております。まず、脚注の110でこのようにお書きいただいておりますが、認識していない場合にサイトポリシーだけでは不十分ではないだろうかというおそれ、懸念がありますので、そのことも一言書いていただければと思いますし、またさらに今のところぜひともポップアップでということ、お手数のかかることを勧めしているわけですけれども、それはどうしてかといいますと、これは認識率が3割であるからで、認識率が増えてくれば今後は変わり得ることを、御納得のために書いていただくのが良いのではないかと思います。それが脚注110に係る意見となります。

さらに5番目、今度は、論点4のオプトアウト措置について、72ページの2番目の段落で、特にオプトアウト措置を講じていることを示す際に満たすべきと考えられる要件としては、情報送信指令通信が行われる際に通知すべき事項または当該事項を表示したウェブページの所在に関する情報をポップアップ等により能動的に通知する、これも理由を書いていたかと思っております、脚注で構わないのですが、これはオプトアウト措置を講じてそれを容易に知り得る状態にしていると、先ほどの公表、通知、容易に知り得る状態が不要になる、つまりこのオプトアウトの措置と公表だけでオーケーということになりますので、こっちになったときにポップアップでなくなるということになりますと、知っている人が少ないからそのままスルーしてしまうという同じ問題が起きますので、先ほどの通知、公表でポップアップをお勧めすることの趣旨はこっちにそのまま妥当すると、つまりオプトアウトになったときに、いきなりポップアップがなくなってしまうというのでは困りますという理由による主張であることを書いていただきたいと思います。

それから最後に72ページの一番下と申しますか、一番下のまとまりの論点5のところ、利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報については、措置をとることを不要とする情報としてということで、その下にその中身を書いていたかと思っております、これはただそのような情報であったとしても、それがその目的にも使われる、例えば入力した情報の保持、認証やセキュリティといったことに使われる一方で、それがほかの目的にも使われる、広告の目的でも使われることはあり得る、実際にあるわけですので、そのような場合には措置をとることは不要とはならないことを求めていると、意見があったかと思っております。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは太田構成員、お願いいたします。

**【太田構成員】** 2点あります。まず、71ページの論点3の部分ですが、論点3の最後のところ、その他総務省令で定める事項としては、送信されることとなる利用者に関する情報の送信先における利用目的というのがあります。これは議論もあって送信先での利用目的を示さないといけないというのは、もちろんそうですけれども、例えばその送信が委託に伴って送信される場合に、その委託先、送信先が委託先になると思うのですが、送信先は別に委託でただ受け取ってそれを管理しているだけなので、委託元の利用目的に基づいて情報管理しているだけですよという利用目的になってしまうところが改めて思いまして、そこよりも要するに送信元、今回の規律の対象になる電気通信事業者や第三号事業者

は、何の目的でこの送信を発生させているのかも重要であると考えております。

ただアクセス解析のためにGoogleアナリティクスを使っていて、Googleアナリティクス側では受け取った情報を設置している事業者のアクセスを統計情報に見せるためという関係があると思います。そのため、送信先における利用目的にしてしまうと利用者が分かりにくくなってしまう部分もあると思ったので、その部分についてなぜ送信しているかの部分も必要だと思いました。書き方が難しいかもしれませんが、検討をお願いしたいです。

2点目、74ページの脚注113、一番下のダークパターンの話ですが、こちらでダークパターンとならない観点からも注意が必要であると書かれているのですが、ダークパターンはすごく色々あると思っておりまして、私が認識しているだけでも31種類のダークパターンの分類があります。その中には、これはダークパターンと言われているが、要するにこれって別に事業者の努力の範囲として認めるべきではないかと僕も思うところがあったりしますので、ダークパターンというのが一体何なのか、そこでここまでは良いが、ここからは駄目だという線引きをきちんと今後つくっていく必要があると感じました。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは佐藤構成員、お願いします。

**【佐藤構成員】** ありがとうございます。国立情報学研究所の佐藤でございます。2点、手短かにコメントさせていただきます。まず68ページでございます。石井構成員が冒頭でされていた意見と重なるところですが、その方法として通知、同意、オプトアウトというものを挙げられていて、このうちの同意については有効な同意の明確化とはある意味非常に長年の課題で、難しいのは分かり、小川課長のおっしゃっていたこともすごく分かるのですが、せめて電気通信事業法の範囲内だけでも有効な同意を明確化すべきで、もちろんすぐには結論は出ないにしても、議論を始めていかなければいけないところだということをまず強調させていただきます。

2番目でございます。それは77ページの外部レビューのところですが、実はほかに幾つかあったのですが、大体構成員の皆様にご覧いただいたので違うところを申し上げます。外部レビューですが、本ワーキンググループの前々回だったと思いますが、主婦連から、事務局からの質問に対して正面から答えていただいたような意見書を出していただきました。このような意見書を消費者団体が常に出せるかというとなかなか難しいと思います。その理由は、電気通信を行っている事業者の方が圧倒的に情報量が多いからです。

その観点で言うと、確かに外部レビューというものをすべきだということは言えるのですが、消費者団体などに電気通信事業を行っている者とある意味で対等に戦えるぐらいの情報があるのかというと、なかなか難しいところがあるので、そこをどう補完するのかというのは、事務局も含めて、また事業者がどう情報を出させるのかを含めて工夫をしないと、ここは機能しないのではないかとおそれております。

以上でございます。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。以後、手の挙がっている方、新保構成員、古谷構成員、生貝構成員、山本構成員、石井構成員、木村オブザーバー、それから森構成員とお願いをしたいと思います。時間の関係がございますので手短にお願いをいたします。それでは新保構成員、お願いします。

**【新保構成員】** 質問として、英訳はされる予定はありますかという点です。それを踏まええてパーソナルデータという用語をもう用いるのはやめませんかという御提案です。

どういうことかということ、今回、国外事業者にとっても非常に関心がある内容で、本ワーキンググループとして非常にすばらしいとりまとめ内容になっていると思います。これが引き続き、ページ数でいうと具体的に17ページと61ページのパーソナルデータという用語は用いなくてもよいのではないかと思います。一方で、各省庁の検討会の報告で用いられている部分は、これはもう仕方ないと思いますけれども、これまで2007年の情報大航海プロジェクトで最初にパーソナル情報という用語が用いられ、その後2012年から総務省の検討会と経済産業省の検討会でパーソナルデータという用語が用いられたため、それ以来用いられているわけです。しかし、今回のとりまとめとも関係するスマートフォン プライバシー イニシアティブが2012年に出たときに、実は利用者情報の適正な取扱いということで利用者情報という用語を用いていました。また、本とりまとめ案にもこの5ページで利用者情報について明記しているわけですから、利用者情報で統一して、利用者情報で説明できないところは個人に関する情報にするということで、パーソナルデータという用語を、本ワーキンググループを最後に使うのをやめましょうという御提案です。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。古谷構成員、お願いします。

**【古谷構成員】** 簡単に2点だけ。1点目ですが、67ページの(1)、電気通信事業法、個人情報保護法、電気通信事業ガイドライン等を踏まえた対応のところ、具体的には次のページの67の脚注に構成員の名前が書かれているのですが、ほかのところのページには

全く構成員の名前がないのに、ここだけあるというのがどのような趣旨なのか、私は個人的にはない方が整合性がとれると思うのですが、そこを教えてくださいというのが1点目です。

2点目としては、76ページから77ページの(5)に利用者の理解促進に向けた取組ということで追加いただきまして、ありがとうございましたということです。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは生貝構成員、お願いします。

**【生貝構成員】** 私からも簡単に2点だけですが、まず一つは76ページのところにソフトローの重要性と、しかしその分かりづらさというのを書いていただいているところは、今回の法改正などによって、自主規制がより共同規制的の性質を帯びてくることを含めて、ますます事業者様の自主的取組が重要になる中で、まさに公開性、非公開のオープンソフトローはソフトローとは呼べないこと、それからできればパブリックコメントのような多く様々なステークホルダーの参加を含めた在り方というのを今後様々検討していけると良いのだろうというのが1点目。

それから78ページ以降に、国際的な対話と連携の推進について、EUとの関係など重要なことをたくさん書いていただいておりますが、最近G7のデジタル会合の宣言というものが出来まして、そこでもプライバシーデータ保護ですとか、プラットフォームに関する取組というものを様々書いていただいております。私、数億人、数十億人の利用者情報をコントロールするプラットフォームサービスのガバナンスというのは、DFFTの非常に重要なビルディングブロックにほかならないと思いますので、G7のような枠組みも積極的に活用していただけると良いのではないかと思います。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは山本構成員、お願いいたします。

**【山本主査代理】** ありがとうございます。手短にということなので急ぎお話をします。1点はモニタリングは、大変意味があることだったのだらうと思いますが、なおプロファイリング等の実態というのはまだ不透明なところもあるのかと思っております。エンゲージメントというか、今のアテンション・エコノミーの世界ではエンゲージメントを高めることは重要だということで、感情ですとか心理的な部分、あるいは認知過程に対する介入というのが起きているのではないかという話もありますので、ダークパターンはおそらくマイクロターゲティングの中に関連すると思いますが、心理学や行動経済学といったもの

をどれぐらい、どういう形で応用したりしているのかについて、今後少し聞いていくのはどうかと感じました。

それからPIAやリスクベースについては、人権への影響評価が語られますが、この人権という概念が非常に抽象的ですので、例えばリクナビの事件のような場合というのは職業選択の自由のような人権に影響を与えると、あるいは、ケンブリッジ・アナリティカのようなものは民主主義や、あるいは選挙、投票権、選挙権、参政権に影響を与えるというように、権力を分類していったら、それに対するその各影響というものをこちらが何かメニュー的に示すこともあって良いのかと感じました。

以上です。ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。石井構成員、お願いします。

【石井構成員】 私から簡単に2点、こちらにも既に出た御意見と関わる所になります。

1点目は沢田構成員がおっしゃったところとかぶりますが、電気通信事業ガバナンス検討会で検討してきた内容との関連性をもう少し明確化していただくことが、私も望ましいかとは思いました。資料で66ページ目あたりに、通信関連プライバシーとして保護していくべきだという提言があって、それで検討を行いましたという書きぶりになって法改正の説明に入っています。確かに淡々と書くところなるのだろうと思いますが、今回の電気通信事業法の改正で全て解決したわけではないと思いますし、まだまだ課題がありますというニュアンスがもう少し出た方が良いかと思いました。

それからパーソナルデータの用語はもうそろそろやめた方が良くはないかという新保構成員の御指摘、全くおっしゃるとおりだと私も思います。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、木村オブザーバー、お願いできますか。

【木村主婦連合会事務局長】 木村です。私は、68ページの利用者に関する情報の外部送信に係る規律の概要のところ、規律の内容では、通知又は容易に知り得る状態、同意取得、オプトアウトとありますが、これはどちらの場合も同意取得したらオプトアウトもできるとしか書いておらず、それでは、同意取得せずにオプトアウトしたらどうなのかがよく分からないというのがすごく疑問です。

戻りますが、49ページのモニタリングのところ、一応オプトアウトしても利用はで

きるとは書いてありますが、例えば同意をしなかったり、オプトアウトしたときに、利用者がどこまでできて、どこまでできないのかがさっぱり分からないというのが正直なところだと思います。このようなことを踏まえまして、そういうところは観点として入れなくて良いのかと疑問に思った次第です。

利用者として、何に同意したかや、何の情報が取得されるといったことは、そのような不安を感じながら使うことがないようにしていただきたいと思っています。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは森構成員、お願いします。

**【森構成員】** 先ほど石井構成員からお話のありました66ページですが、今後の対応の方向性として、まさにこのように書いていただいたことは的確だと思います。

一つは、通信サービスの利用者の目線から見ることで、これが今回のことを説明していると思います。今般の規制の正当性になっている、利用者の目から見たときに通信関連プライバシーとして把握して、それを通信サービスの安全性、利用者の保護という観点から電気通信事業法で守っていくことの重要性ということがここに書かれていると思います。

山本構成員からアテンション・エコノミーの話、レコメンデーション等のお話がありましたが、これも極めて重要なことでして、これをまさに今、レコメンデーションの議論が今後必要になるのではないかと、レコメンデーションの透明性の議論が必要になるのではないかとということが親会で出ておりますので、守備範囲の問題というのはあると思います。外部送信というのはデータを集めて、データベースをつくる前のその前提となる行為、外部送信によって集まってきたデータベースが作り上げられることによって、そのデータベースを基にプロファイリングがなされて、レコメンデーションがなされ、そのことによってダウンサイドではフィルターバブル、エコーチェンバー、さらにはケンブリッジ・アナリティカのような問題につながっていくということですので、まずはその入り口のところの外部送信を今回規制しましたよということが、この冒頭の記述で出ていていると思いますし、そのデータベースができてから後の話というのは、これは親会でやるのか本ワーキンググループでやるのか分かりませんが、そこにまたデータベースを使ったプロファイリングとレコメンデーション、それから政治広告等の様々な問題が将来の課題として待っていることが感じられれば良いですし、もしあれでしたら何か書いていただいても良いと思います。

また、そのことを通じて外部組織の規制というのは幅広く、様々なウェブサイトに対し

て置くべきであって、制限をするのは無理があるのではないだろうかということについても、ここから感じ取れば良いと思っていますし、感じ取れなくても今後の法改正のテーマとして提案していきたいと思います。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。大変多くの貴重な御指摘をいただいたかと思えます。全部について、この場でお答えするのは多分難しいと思います。時間を超過していますが、事務局から何かございますか。

【小川消費者行政第二課長】 事務局の消費者行政第二課、小川でございます。構成員・オブザーバーの方々から非常に貴重な御指摘を多々いただきまして、本当にありがとうございます。

基本的にいただいた御指摘、できる限りとは思っておりますが、特に67ページのあたりですけれども、沢田構成員や石井構成員、森構成員からも中間とりまとめを踏まえてのところについて少し御指摘いただきました。色々な経緯がございますので全て書き切ることにはできないとしても、少し言葉を補えるかどうか検討をしてみたいと思っております。また、条文について共通認識を得ていくことも重要でございますので、条文を何らかの形で引用することも検討してみたいと思っております。

あとは、パーソナルデータの用語について、新保構成員、石井構成員からも御指摘いただきましてありがとうございます。英訳について大部でございますので、全て全文というのは難しいかもしれませんが、いずれにしても国際的な連携が重要でございますので、米国やEUなどを含めて、また海外の事業者にも読んでいただけるように、概要版になるかもしれませんが英訳についても検討してみたいと思っております。

あと、木村オブザーバーから同意やオプトアウトしたときにサービスを利用し続けられるのかについて、これは本当に消費者の方々からすると重要な御指摘だと認識しております。今回はそこまで規制するものではございませんが、御指摘としては本当に受け止めなければいけないものだと思っております。

以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。本日非常に多くの御議論、御指摘をいただきました。これを踏まえた本ワーキンググループとしてのとりまとめ案、その具体的な修文につきましては、申し訳ありませんが主査であります私に御一任いただけないかと思えますが、その点よろしゅうございますか。



(「異議ありません」という声あり)

**【宍戸主査】** ありがとうございます。もちろん事務局と相談して調整をした上で、構成員の皆様にかうしたいと思えますということで御相談をさせていただくことになるかと思えます。

本ワーキンググループのとりまとめ案につきましては、6月30日に予定されておりますプラットフォームサービスに関する研究会、親会に御報告をさせていただき、先ほど森構成員からも御指摘ありました誹謗中傷、偽情報等に関する検討と併せて、プラットフォームサービスに関する研究会のとりまとめ案としてまとめをさせていただき予定でございます。親会での検討の内容も、海外事業者の方には本ワーキンググループに勝るとも劣らず御関心あるかと思えますので、全体まとめて何かエグゼクティブサマリーのようなものができるとの良いではないかと、私としても思っているところでございます。

それでは、最後に事務局から連絡事項がございましたらお願いをいたします。

**【丸山消費者行政第二課課長補佐】** 御議論ありがとうございました。次回会合につきましては、また事務局から御案内させていただきます。

事務局からは以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。これで本日の議事は全て終了となります。以上で、プラットフォームサービスに関する研究会プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ第17回の会合を終了とさせていただきます。

本日も皆様お忙しい中、御出席いただきありがとうございました。この後も、板倉先生の御指摘と小川課長のやり取りにありましたように秋の陣、冬の陣と続きそうではありませんけれども、取りあえず本ワーキンググループとしてのとりまとめに至りそうだということについて感謝申し上げます。

それでは、これにて散会いたします。